

施設管理について

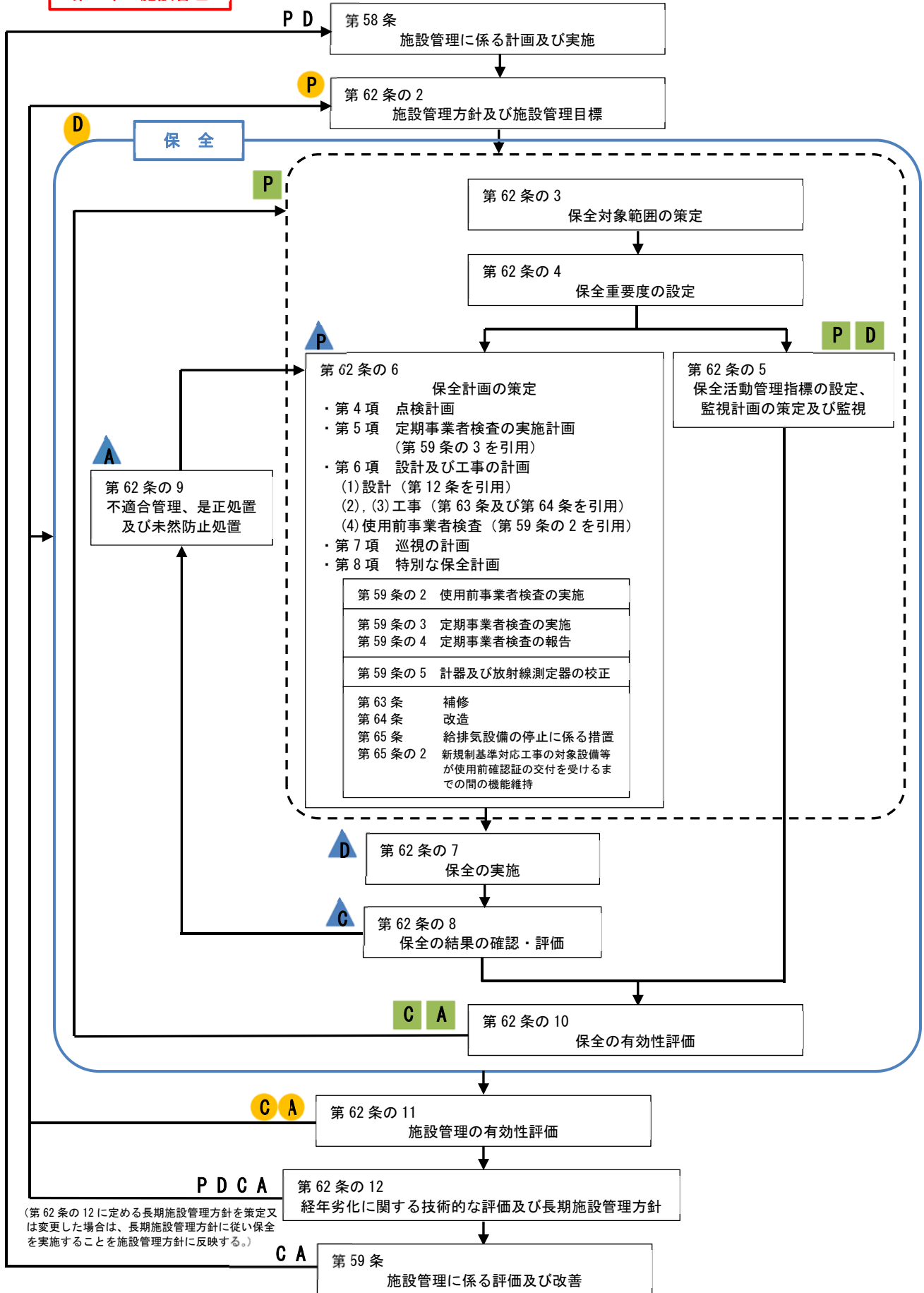
保安規定における「施設管理」は、核燃料物質の加工の事業に関する規則、保安規定の審査基準及び原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（以下、「保安措置運用ガイド」という。）の要求事項に基づき定めており、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を適切に維持・管理するための各種の保安活動を実施するものである。「図1 施設管理のフロー」に基づきPDCAサイクルを回しながら継続的に改善を進める。

具体的な活動としては、「図2 施設管理体系の概要」に示すように、社長が策定する施設管理方針のもと、目標を立て、目標達成のための計画を策定し、計画に従い実施するとともに、定期的な評価により、必要に応じて改善していくものである。

なお、平成29年8月10日に発生した事象に関し、平成29年11月1日付け熊原第17-055号「熊取事業所第2加工棟における酸化ウラン粉末の漏えいについて」において今後の対応とした事項として、設備の配置及び構造の特徴並びに経年劣化の観点から検討を行い、保安規定の変更を行い（平成30年1月15日付け認可）、保全計画等に反映する仕組みを構築している。この保全計画に基づいて、点検箇所及び頻度を見直した実施例を図3に示す。

以上

第6章 施設管理



●■▲ : JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図1 施設管理のフロー

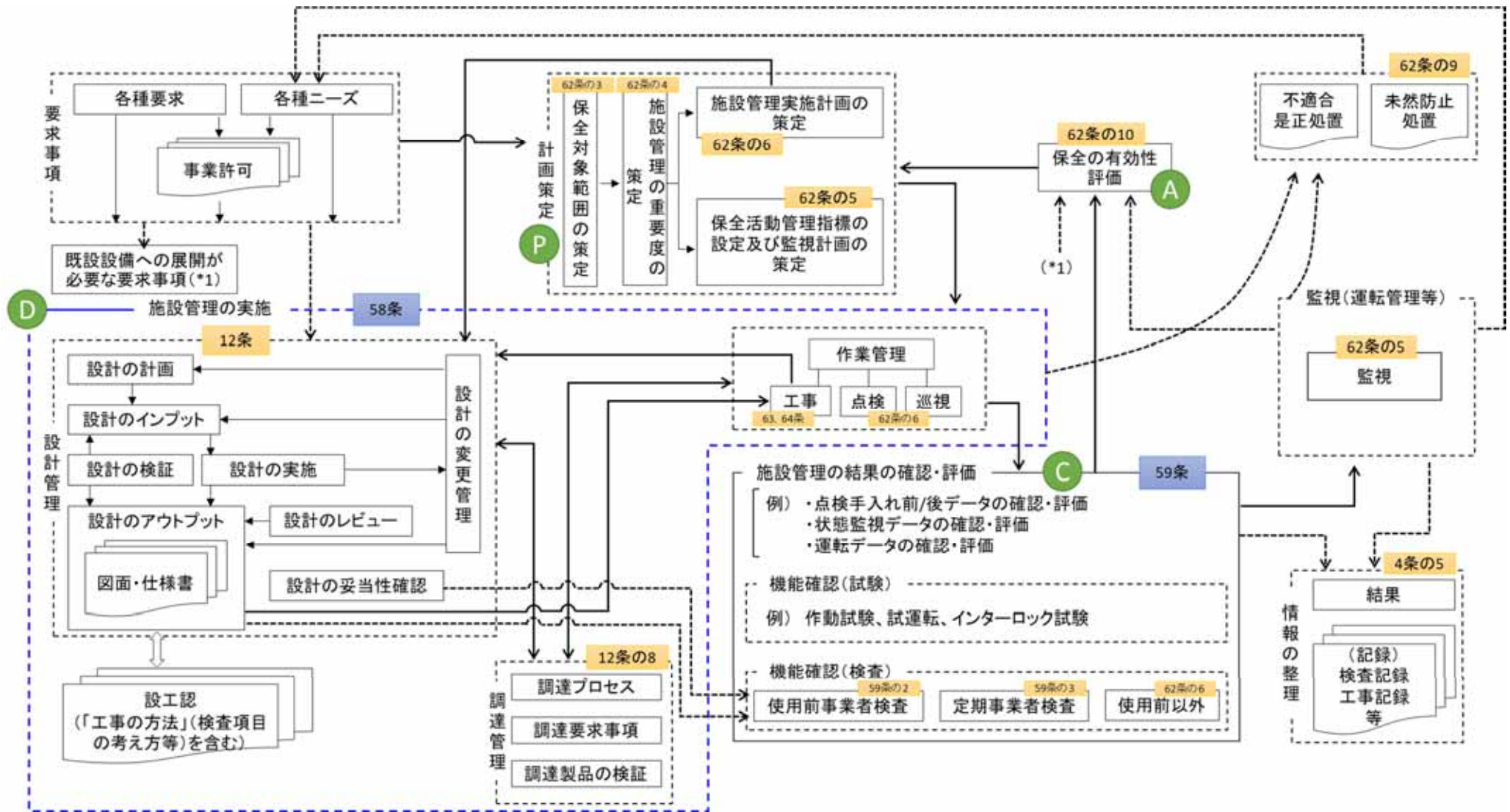


図2 施設管理の各種活動の関連図

＜施設管理方針＞

我々は、決して東電福島第一事故を忘れない。

我々は、施設管理に関する活動方針のもと、加工施設を維持し、工場の安全をより高めるための主体的な取組を継続する。

方針 **保守管理と保全活動の継続的改善により、加工施設の安全機能を維持し、工場の安全を確保する。**

重点項目

- 重点 1 加工施設の運転操作時の安全機能を維持
- 重点 2 加工施設の長期停止時の安全機能を維持
- 重点 3 経年変化を考慮した加工施設の安全機能の維持

＜施設管理目標＞

新検査制度に基づく施設管理の適切な運用

【選定理由】

新たに制定された施設管理方針に従って、保全計画に沿った施設管理を確実に実施するとともに、法令報告事象となる設備・機器の故障ゼロの目標活動を実施する必要がある。

【活動内容】

- ・安全機能を有する施設に対する保全重要度の設定
- ・施設管理方針の重点項目を考慮した保全計画の策定
- ・保全の実施

【目標値】

計画に対する進捗率：100%

法令報告事象となる故障件数：ゼロ

＜保全活動管理指標と目標値＞

保全により予防可能な法令報告事象となる故障回数

目標値：＜1回

保全により予防可能なインターロック、警報の計画外作動回数

目標値：＜1回